



## 羅針盤

司法改革  
総合センター  
ニュース

# 未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の設置と これまでの議論状況について

## ● 有識者会議設置に至る経緯

2005年5月、監獄法制定から約100年を経て、受刑者の処遇等に関する部分についての改正が実現した。この改正法である「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」は、本年5月までに施行の予定である。

旧監獄法のうち、改正を先送りした未決拘禁者や死刑確定者の処遇等や代用監獄の存廃に関する事項については、法務省と警察庁は、本年1月20日に招集される通常国会に法案を提出する予定となっている。

昨年12月6日、法務省と警察庁は、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」を設置した。

これは、行刑改革会議の「未決」版として、日弁連が強く要望し続けてきた審議機関が実現したもので、その構成メンバーは、委員9名のうち久保井一匡委員を含む6名については行刑改革会議委員であり、残りの3名が今回新たに警察庁の推薦によって決められた。

今年の通常国会への法案上程には、本年2月ころまでに提言の取りまとめが求められており、極めて限られた時間の中で、未決拘禁者等の処遇のあり方や代用監獄制度の存廃等について議論されることになっている。

なお、死刑確定者の処遇については、今回の有識者会議のテーマから外されており、日弁連は、別途有識者会議を設置するように法務省に要望しているが、時間の関係で実現は困難と考えられ、日弁連としては、法務省・警察庁との三者協議等の場において、日弁連の見解を主張していく方針である。

## ● 第1回会議の内容

第1回の有識者会議は、2005年12月6日午後4時から、法務省第1会議室において開催された。

会議の冒頭において、樋渡利秋法務事務次官と漆間巖警察庁長官が挨拶した後、委員の互選によって南博方委員が座長に選任された。

続いて議事の公開方法が議論され、報道関係者には、行刑改革会議の際と同様に、別室に設置したモニターにより公開するとともに、発言者の氏名を明らかにした議事録を公開することが決定された。

その後、法務省、警察庁、日弁連が、それぞれの立場から、プレゼンテーションを実施した。

法務省のプレゼンテーションにおいて、法務省の小貫芳信矯正局長は、特に代用監獄問題について、多くの拘置所の増設は巨額の経費がかかるとともに、施設用地の取得にも著しい困難が伴うこと、代用監獄が被疑者の取調べを含めた捜査に有用であること、留置場の方が交通至便で接見にも便利であり、拘置所へ収容されている被勾留者は年々減少を続け、2004年ではわずか1.7%にすぎないこと等を強調して、代用監獄を廃止することは将来的にも非現実的であると説明した。

警察庁のプレゼンテーションにおいて、警察庁の片桐裕官房総括審議官は、被留置者が激増していること、留置場における被留置者の収容状況も過密化していること等を説明し、捜査機関との近接性と取調室の整備という観点から代用監獄は不可欠であるとの見解を述べ、代用監獄の必要性を強調した。

特に、「代用監獄は国際的に例をみない制度である」とか「代用監獄が冤罪の温床である」との日弁連の年来の批判に対しても、第一次捜査権が警察にあること等を理由に、未決拘禁者の収容に係る制度のみを単純に国際比較すべきでないなどと反論した。

日弁連のプレゼンテーションにおいては、日弁連の西嶋勝彦刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行が、昨年9月16日に採択した「未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言」の内容を説明するとともに、現在においても代用監獄の弊害が厳然と存在していること等の具体例を挙げて説明し、代用監獄は将来的には廃止されなければならないことを強調した。

### ● 第3回会議の議論内容

有識者会議は、第1回会議の後、警視庁綾瀬警察署の留置場（代用監獄）と東京拘置所を視察し、昨年12月22日に第3回会議を行なった。

会議の冒頭では、第1回会議における法務省、警察庁、日弁連のプレゼンテーションに対する質疑応答が行なわれた。

委員から、法務省・警察庁のプレゼンテーションに対して、「拘置所に勾留されている被疑者の割合が、2004年には1.7%にまで減少した理由は何か」「身体拘束期間の国際比較で（期間の短い）英米が挙げられていないのはなぜか」といった質問がなされた。また、日弁連のプレゼンテーションに対しては、「精密司法に對置する核心司法の中身は何か」といった質問がなされた。

第3回会議では、未決拘禁者の処遇のあり方を中心に議論が行なわれた。

まず、外部交通についての議論においては、夜間・休日接見や電話による外部交通につき、警察庁推薦の委員からは消極的な発言が相次いだ。しかし、裁判員制度の実施を控えて、弁護士と未決拘禁者との接見については、拘置所での夜間・休日接見や、電話による接見を導入する方向で意見の一致をみた。

日弁連が求めている弁護士等と未決拘禁者との間で

授受する信書の検閲廃止については、弁護士等が発する信書についても、それを確認する限度での検査は認めざるを得ないとの意見が大勢を占めた。

その他の処遇のあり方については、主に懲罰の問題が議論された。警察庁は、「代用監獄にも現行監獄法の懲罰規定の適用はあるが、単に発動していないだけである」旨を説明し、留置場での懲罰規定の新設を求める見解を示した。これに対しては、無罪推定が働く者への懲罰は認めるべきでないとの意見（菊田幸一委員、久保井一匡委員）や、懲罰を認めるとしても、その要件や不服申立手続の整備が必要であるという意見が相次いだ。

なお、会議の中では、本年2月にも、有識者会議としての提言を取りまとめるという方針に対して、100年ぶりの法改正であり、そのような期限に固執せず、議論を尽くすべきであるとの意見が出され、それについては今後の会議での検討課題とされた。

### ● 今後の予定

第4回会議は本年1月13日に開催され、代用監獄制度のあり方を中心に議論がなされた。代用監獄制度の存廃、警察留置場における防声具の使用、警察留置場における医療、警察留置場に係る視察委員会、警察留置場に係る不服申立機関、重大事件、否認事件に係る未決拘禁者と弁護士による拘置所への移監請求権等が議題とされた。

その後、第5回会議が本年1月27日、第6回会議が2月2日にそれぞれ予定されており、有識者会議はそれまでに提言をまとめる予定となっている。

その提言においては、未決拘禁者の処遇や代用監獄制度の存廃についての意見が述べられることになっており、本年の通常国会に提出される予定の法案にも大きく影響することは必至であるので、日弁連においては有識者会議への対策に全力で取り組んでいる。

（刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫）